

令和6年度 香取市国際交流協会定期総会 次第

日時：令和6年6月28日（金）

午後4時30分～

会場：香取市役所 4階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

○ 議案第1号 令和5年度事業報告について

○ 議案第2号 令和5年度決算報告について

○ 議案第3号 令和6年度事業計画（案）について

○ 議案第4号 令和6年度予算（案）について

○ 議案第5号 役員を選任について

○ その他

4. 閉 会

KIFA

香取市国際交流協会
Katori International Friendship Association

定期総会

日時：令和6年6月28日（金）午後4時30分から
場所：香取市役所 4階会議室

議案第1号 令和5年度事業報告について

令和5年度に香取市国際交流協会が実施した事業について、次のとおり報告する。

言語学習部会

通年	日本語教室（毎週木・日曜日、コンパス及び山田公民館で開催） また、法人向けの外国人研修生を対象にした日本語教室を開催。 中国語教室・太極拳（毎週土曜日、コンパスで開催）
令和5年	
10月1日（日）	日本語教室 日本文化体験（銚子市方面）
9月3日（日） ～10月29日（日）	日本語ボランティア養成講座の開催

交流部会

令和5年	
6月24日（土）	英語でウォーキング ・水郷あやめパークで実施。ハナショウブやハスを見ながら散策。
11月11日（土）	ホストファミリー交流会 ・中学校での交流事業と国際交流員の話の聞き、ホストファミリーに興味のある方たちとの交流会を開催。
12月9日（土）	英語でクラフト ・英語を楽しみながらクラフト（切り絵）を体験。
令和6年	
1月27日（土）	身近にお茶を楽しむ会 ・令和元年以来の実施。冬のお茶会として、初めてさわら町屋館で開催。
3月17日（日）	KIFA 国際交流パーティー2024 ・各部会と合同開催。日本語スピーチコンテスト、日本文化体験 など
その他事業	ホームステイ受け入れサポート（令和5年度 実績なし）

通訳ガイドボランティア部会

<p>通年事業 通訳ガイド</p>	<p>令和5年</p> <p>5月3日</p> <p>～6日 : まちおこしイベント協力</p> <p>6月14日 : 香港輸出支援事業 通訳ガイド</p> <p>6月21日</p> <p>～22日 : アメリカ人観光客 通訳ガイド</p> <p>7月14日</p> <p>～16日 : 佐原の大祭夏祭り 通訳ガイド</p> <p>7月14日 : サイパン市長一行 通訳ガイド</p> <p>7月15日 : 上智大・筑波大留学生 通訳ガイド</p> <p>8月16日 : ちば国際会議エクスカージョン 通訳ガイド</p> <p>8月26日</p> <p>～27日 : 観光庁モニターツアー 通訳ガイド</p> <p>9月8日 : 千葉県モニターツアー 通訳ガイド</p> <p>10月13日</p> <p>～15日 : 佐原の大祭秋祭り 通訳ガイド</p> <p>10月14日 : 千葉県モニターツアー 通訳ガイド</p> <p>同日 : IES 全米大学連盟センター 通訳ガイド</p> <p>11月4日 : 切り絵と歴史的町並み散策ツアー通訳ガイド</p> <p>11月12日 : リトアニア人観光 通訳ガイド</p> <p>11月16日 : 佐原の町並みを着物で散策ツアー通訳ガイド</p> <p>11月18日 : 古典芸能を着物で鑑賞ツアー 通訳ガイド</p> <p>11月26日 : ユネスコ協会への協力（ふるさとフェスタ）</p> <p>12月2日 : 発酵体験ツアー 通訳ガイド</p> <p>12月16日 : 発酵体験ツアー 通訳ガイド</p> <p>令和6年</p> <p>1月20日 : 発酵体験ツアー 通訳ガイド</p>
<p>その他事業</p>	<p>定例会議（月1回）</p>
<p>市民を対象にした日常の英会話講座</p>	<p>Living English in Katori (5/24、6/14、6/28、7/12、7/26、8/23、9/13、9/27、10/11、11/1の全10回)</p> <p>会場：佐原町並み交流館</p>
<p>関連団体の総会等</p>	<p>5月11日 姉妹都市交流事業会議</p> <p>5月16日 東国水郷観光推進協議会総会</p> <p>11月30日 東国水郷観光推進協議会 視察研修会</p>

総務研修部会

令和5年	
5月29日(月)	正副部会長会議
6月30日(金)	理事会・定期総会
6月30日(金)	香取市国際交流協会 通信 Vol.23 発行
令和6年	
1月26日(金)	合同研修会 ・市原市国際交流協会との交流会を実施。
その他事業	・協会ホームページ コンテンツを随時更新 ・20周年記念誌の編集

議案第2号 令和5年度決算報告について

令和5年度香取市国際交流協会の決算について、次のとおり報告する。

収入の部

(単位:円)

科目	節	本年度予算額	本年度決算額	差引	備考
会費	会費	340,000	321,000	△ 19,000	内訳:法人 6事業所(20,000円×6団体) 個人 2,000円×101人(うち学生1人)
補助金	市補助金	700,000	700,000	0	
寄付金		0	0	0	
基金繰入		0	0	0	
繰越金		158,988	158,988	0	前年度繰越金
雑収入		15,012	59,879	44,867	イベント参加費、預金利子等
計		1,214,000	1,239,867	25,867	

支出の部

(単位:円)

科目	節	本年度予算額	本年度決算額	不用額	備考
事業費		1,199,000	1,114,430	84,570	
	1. 言語学習事業	397,000	396,661	339	
	2. 交流事業	267,000	199,087	67,913	
	3. 通訳ガイド ボランティア事業	340,000	331,206	8,794	
	4. 総務研修事業	165,000	157,476	7,524	
	5. 積立金	30,000	30,000	0	20周年記念事業積立金
事務費		10,000	110	9,890	
	1. 消耗品費	10,000	0	10,000	事務用品等
	2. 印刷製本費	0	0	0	
	3. 通信費	0	0	0	
	4. 保険料	0	0	0	
	5. 使用料 及び賃借料等	0	110	△ 110	手数料
	6. 交際費	0	0	0	関連団体の総会・懇親会負担金等
	7. 旅費	0	0	0	
	8. 備品購入費	0	0	0	
予備費	1. 予備費	5,000	0	5,000	
計		1,214,000	1,114,540	99,460	

収入 1,239,867 - 支出 1,114,540 = 残金(翌年度繰越金) 125,327

令和6年 6月19日

香取市国際交流協会
会長 木内志郎 様

監事 久保木一三 

監事 小森孝一 

会 計 監 査 報 告 書

香取市国際交流協会規約第8条第5項の規定に基づき、当協議会にかかる予算執行の適否について会計帳簿、支払証明書、預金通帳等を照合し審査したところ、その収支は適正に処理されていることを認めます。

議案第3号 令和6年度事業計画（案）について

令和6年度に香取市国際交流協会の事業計画について、次のとおり定める。

言語学習部会

通年事業

毎週木・日曜日	外国人のための日本語教室 (みんなの賑わい交流拠点コンパス)
毎週木曜日	外国人研修生を対象にした日本語教室
毎週日曜日	外国人のための日本語教室 (山田公民館)
毎週土曜日	中国語・太極拳教室 (みんなの賑わい交流拠点コンパス)
イベント関連事業	
9月予定	日本語教室生を対象にした日本文化体験
令和7年3月予定	KIFA国際交流パーティー (合同開催)

交流部会

イベント関連事業	
11月9日(土)	英語でウォーキング (香取神宮を予定)
11月23日(土) または24日(日)	ホストファミリー交流会
12月14日(土)	英語でクラフト
令和7年1月末 または2月初旬	お茶を楽しむ会
3月	KIFA国際交流パーティー (合同開催)
その他事業	
随時	ホームステイ受け入れサポート 等

通訳ガイドボランティア部会

通年事業	
随時	通訳・翻訳等事業 ・佐原の大祭夏祭り、秋祭り 通訳ガイド ・外国人観光客に対する町並み観光ガイド ・市及び関連団体等から依頼があった際に協力
毎月1回	定例会議を実施し、スケジュールの確認と事業内容の検討
イベント関連事業	
年10回	Living English in Katori (市民を対象にした日常英会話講座)
令和7年3月	KIFA 国際交流パーティー (合同開催)
その他事業	
随時	各種団体等への活動支援、連携協力

総務研修部会

通年事業	
随時	・協会会員、ボランティア登録者の名簿管理、更新等 ・通訳、翻訳等の依頼受付 ・協会ホームページの管理とコンテンツの更新
イベント関連事業	
5月28日(火)	正副部会長会議
6月28日(金)	理事会・定期総会
6月	KIFA 設立20周年記念誌 発行
令和7年3月	KIFA 国際交流パーティー (合同開催)
その他事業	
随時	関連団体等の会議の出席者の調整等

議案第4号 令和6年度予算(案)について

令和6年度香取市国際交流協会の予算について、次のとおり定める。

収入の部

(単位:円)

科目	節	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
会費	個人・法人会費	320,000	340,000	△ 20,000	内訳:個人 2,000円×100名×200,000円 法人20,000円×6法人=120,000円
補助金	市補助金	700,000	700,000	0	
寄付金		0	0	0	
基金繰入		0	0	0	
積立金		30,000	0	30,000	
繰越金		125,327	158,988	△ 33,661	前年度繰越金
雑収入		4,673	15,012	△ 10,339	イベント参加費、預金利子等
計		1,180,000	1,214,000	△ 34,000	

支出の部

(単位:円)

科目	節	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
事業費		1,165,000	1,199,000	△ 34,000	
	1. 言語学習事業	390,000	397,000	△ 7,000	施設使用料、テキスト代、講師交通費 等
	2. 交流事業	240,000	267,000	△ 27,000	講師謝礼、事業実施消耗品 等
	3. 通訳ガイド ボランティア事業	325,000	340,000	△ 15,000	講師謝礼、通訳ガイド手当、テキスト用紙代 等
	4. 総務研修事業	150,000	165,000	△ 15,000	通信費、会議資料用紙代、KIFAホーム ページ更新保守委託料 等
	5. 20周年事業	60,000	30,000	30,000	国際交流協会20周年記念事業
事務費		10,000	10,000	0	
	1. 消耗品費	10,000	10,000	0	事務用品 等
	2. 印刷製本費	0	0	0	
	3. 通信費	0	0	0	
	4. 保険料	0	0	0	
	5. 使用料 及び賃借料	0	0	0	
	6. 交際費	0	0	0	
	7. 旅費	0	0	0	
	8. 備品購入費	0	0	0	
予備費	1. 予備費	5,000	5,000	0	
計		1,180,000	1,214,000	△ 34,000	

香取市国際交流協会規約

(名称)

第1条 本会は、香取市国際交流協会(以下「協会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協会は、世界に開かれたまちづくりのための国際交流事業を推進し、諸外国との相互理解、友好親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流・協力に関する事業の計画及び実施
- (2) 国際交流・協力に関する情報、資料の収集及び普及
- (3) 国際交流に関する諸団体との協力
- (4) 国内交流に関すること
- (5) 香取市国際化推進ボランティア登録制度に関すること
- (6) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同した個人会員並びに団体会員及び法人会員をもって組織する。

2 会員となる者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 理事 50名以内(常任理事10名以内を含む)
- (5) 監事 2名

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問)

第6条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(役員を選出方法)

第7条 会長、副会長及び会計(以下「三役」という。)は、総会において選任する。

2 理事及び監事は、関係団体の代表、部会の代表、その他会員の中から理事会の推薦を経て総会において選任する。常任理事は、理事の中から互選によって選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、協会の会計を処理する。
- 4 理事(常任理事を含む)は、協会の会務を処理する。
- 5 監事は、協会の会計を監査する。

(会議)

第9条 協会の会議は、総会、理事会及び運営会議とし、議長は会長が務める。

(総会)

第10条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長又は理事会が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会に付議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他会長が必要と認める事項
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、三役及び理事をもって構成し、会長が招集する。

- 2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会運営の基本に関わる事項
 - (3) 会長が特に必要と認める事項
- 3 前条第3項の規定は、理事会について準用する。

(運営会議)

第12条 事業活動を円滑に推進するため、運営会議を置くことができる。

- 2 運営会議は会長、副会長、会計、常任理事及び部会長、副部会長をもって構成する。
- 3 運営会議で決定する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画及び予算に基づく協会の具体的事業の執行に関すること
 - (2) 各部会間の活動調整に関すること
 - (3) その他理事会に付議する必要のない事項

(部会)

第13条 会長は、協会の事業活動を円滑に運営するため、理事会の同意を得て、協会に次の部会を置くことができる。

- (1) 言語学習部会
- (2) 交流部会
- (3) 総務・研修部会

(4) 通訳ガイドボランティア部会

- 2 部会は、協会事業の具体化のため、各々の所管に基づき、企画立案及び実施にあたる。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、理事の中から会長が任命する。
- 4 部会は、部会長が会員の中から任命する者をもって構成する。
- 5 部会長は、必要に応じ部会に特別委員会を設けることができる。
- 6 部会は、部会長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

(経費)

第14条 協会の経費は、会費、寄附金及び補助金その他の収入をもってあてる。

(会費)

第15条 協会の会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|--------------|----|---------|
| (1)個人会員 | 年額 | 2,000円 |
| (2)法人会員・団体会員 | 年額 | 20,000円 |
| (3)学生 | 年額 | 1,000円 |

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(事務局)

第17条 協会の事務を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、局長その他の職員をもって構成する。
- 3 事務局の職員は、会長が任命する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成16年3月29日から施行する。

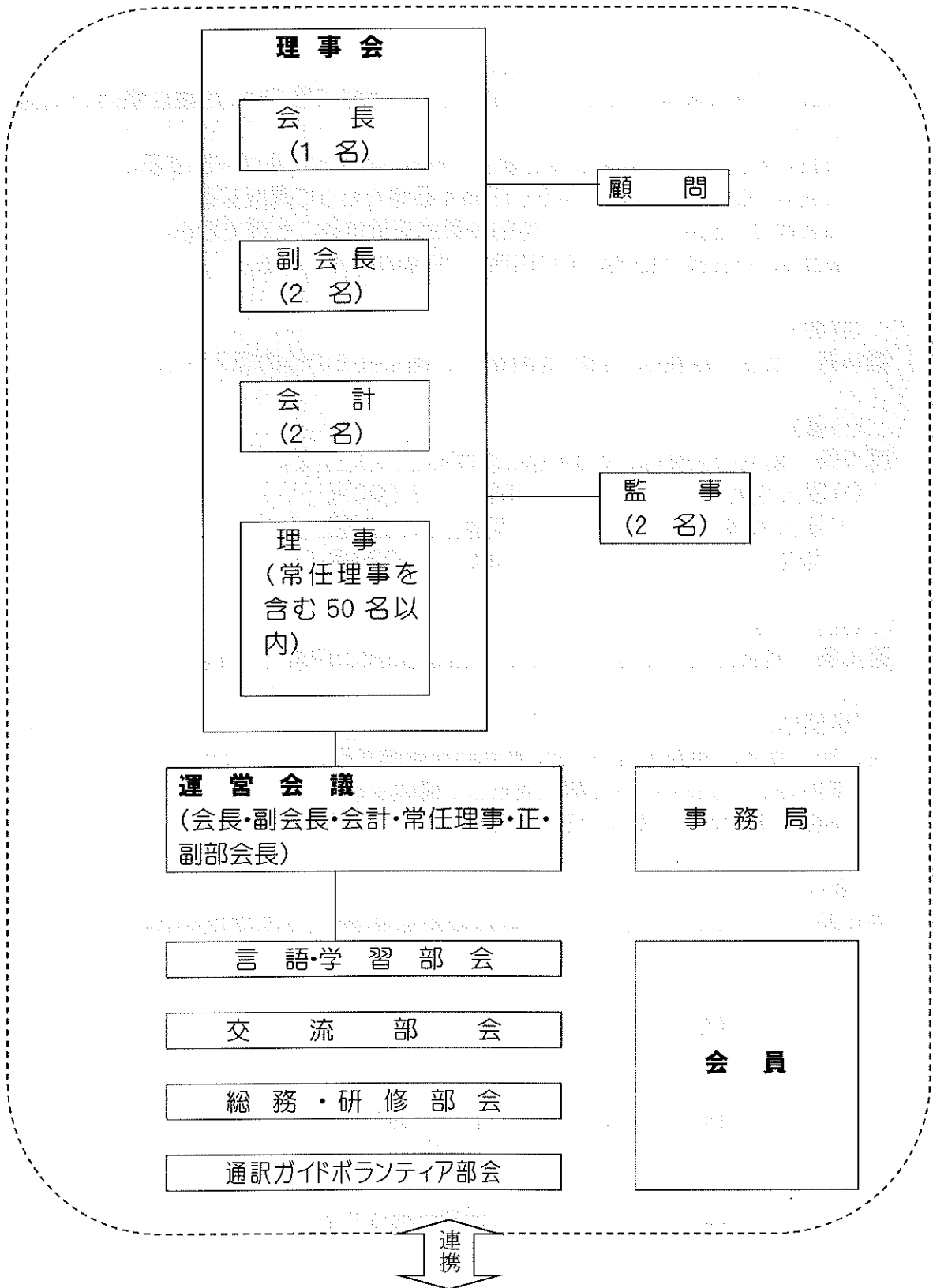
附 則

この規約は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年7月12日から施行する。

香取市国際交流協会組織図



香取市国際化推進ボランティア登録者